

平成30年度

第1回沼田市空家等対策協議会

議事録

平成30年度第1回沼田市空家等対策協議会議事録

日時 平成30年6月1日（金）

午後1時30分～2時30分

場所 中会議室（北庁舎4階）

1. 出席者 横山会長、中嶋委員、山口委員、木村委員、吉野委員、関上委員、村山委員、青池委員 保坂委員（欠席）
2. 事務局 都市建設部長、建築住宅課長、建築住宅課建築指導係長、建築指導係職員2名
3. 傍聴人 1名

会議概要

1 開 会（建築住宅課長）

2 委嘱状の交付

～市長より各委員へ交付～

3 市長あいさつ（対策協議会長）

空き家に関しては、人口減少や既存住宅の老朽化などを背景に空き家が増加しており、その中でも適切に管理されていない空き家が保安上危険であるなど、全国的にも空家対策が課題となっています。

本市におきましては、本年3月議会で空家対策の推進に関する条例を制定し、空家等対策協議会を設置する運びとなりました。

本協議会は、それぞれの専門分野でご活躍の皆様から空家対策計画の策定や危険空家に対する対応などのご意見をいただき、総合的に空家対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

4 自己紹介

～各委員の自己紹介～

5 議 題

（1）会長職務代理者の指名

会長から村山委員を指名→了承

(2) 会議録署名委員の指名

会長から中嶋委員、山口委員を指名→了承

(3) 本市空家の現状と対応について

～建築住宅課長から説明～

委員からの質疑

委員 A 「空き家解体補助金の前年度実績 19 件の内、先に危険指導している 4 件のうち何件が該当しているのか。」

事務局 「2 件が該当しています。」

委員 B 「空き家実態調査を行って、所有者が全く不明な物件は、あったのか。」

事務局 「不明な物はなかったです。」

委員 C 「補助金対象の空き家の基準は。」

事務局 「1 年以上居住の実態がないものとしています。」

委員 A 「その証明方法は。」

事務局 「水道、電気、ガス等の使用量を提出してもらい確認しています。」

委員 D 「アパートは対象か。」

事務局 「対象外です。」

委員 C 「空き家を解体することにより、宅地の減免措置がなくなるが、その対応は。」

事務局 「今のところは特に対応していません。」

委員 A 「法律では、特定空家の勧告を行うと、建物があつたとしても、減免措置がなくなる。」

事務局 「委員 A の補足をさせて頂くと、小規模宅地等の特例がなくなると言うことです。」

事務局 「市民の方は固定資産税が 6 倍になると思われているが、実際には、概ね 4 倍～5 倍程度です。」

委員 B 「古い家を相続して、解体工事を行って土地が売れない場合、解体費用が回収できないが、そのようなこともあるのか。」

事務局 「あります。他に相続トラブルなどもあります。」

委員 B 「所有権の放棄したらどうなるか。」

委員 A 「不動産の所有権の放棄は出来ないと解されている。相続が発生すれば、原則として、義務を負い続けるし、反面、権利も行使できることとなる。国では、所有権放棄の制度化を検討しているようです。」

委員 D 「解体費用はいくらぐらいか。」

事務局 「5 万円／坪程度と把握している」

委員 B 「古い建物の方が金額が高いのか。」

事務局 「周辺状況（道路の幅や近隣の建物とのスペース）などにより差があります。建物が古いから金額が高いと言うことは、確認していません。」

委員 A 「アスベストが入っていると高額になります。」

委員 C 「解体後の売買等の斡旋はしているのか。」

事務局 「個人での対応となっています。」

(4) 空家等対策計画（案）について

～建築住宅課建築指導係長から説明～

初見のため、第2回の会議までに検討することとする。

(5) その他

事務局 今後のスケジュールについて

第2回を9月下旬から10月上旬を予定

第3回を12月下旬から来年1月上旬を予定

本年度中に「空家等対策計画」を策定したい。

委員 E 本日の新聞に掲載されていたが、所有者のわからない土地の解消対策を話し合う関係閣僚会議が本日開催されるとのこと。その会議では、相続登記の義務化などが議題となるようである。情報提供させて頂く。

6 閉 会（建築住宅課長）

会議録署名委員
